

山形県第 12 次鳥獣保護管理事業計画の一部変更（案）の概要について

1. 目的

近年、県内ではイノシシの生息域拡大に伴い、イノシシの農作物被害額が急増しているほか、鳥類やサルなどによる果樹等の被害も継続しており、農作物被害の軽減が大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、農作物被害等の軽減を目的に捕獲許可期間を延長し、長期的な捕獲対策を実施するため、山形県第 12 次鳥獣保護管理事業計画の一部を変更するものである。

2. 許可基準における捕獲許可期間の一部変更について

(1) 鳥類の捕獲及び鳥類の卵の採取等の捕獲許可期間の変更（延長）について

農作物、内水面漁業、生活環境被害の軽減や被害の未然防止を目的に、長期的な捕獲対策の実施を可能にするため捕獲許可期間を延長する。

鳥類等の捕獲許可期間は、果樹等の農作物被害が多い時期を中心に長期的な捕獲対策が実施できるよう「6 カ月以内」とする。

- | | |
|--|---------------------------|
| (a) <u>カルガモ、スズメ、ニュウナイスズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、オナガ、ウソ、カモ類（カルガモを除く）</u> | 30 日以内から <u>6 カ月以内に変更</u> |
| (b) <u>ドバト、サギ類、カワウ</u> | 90 日以内から <u>6 カ月以内に変更</u> |
| (c) <u>鳥類の卵の採取等</u> | 60 日以内から <u>6 カ月以内に変更</u> |

※ 現行の鳥類の捕獲許可期間の中で、最も許可期間が長いハシブトガラス、ハシボソガラスと同様の期間とする。

(2) 獣類の捕獲許可期間の変更（延長）について

農作物被害、生活環境被害の軽減や被害の未然防止を目的に、長期的な捕獲対策の実施を可能にするため捕獲許可期間を延長する。

特に、イノシシ、サルの農作物被害が多いほか、ニホンジカの日撃件数が急増しており、農林被害の増加も懸念されている。このため、これら獣類は、長期的な捕獲対策が必要であることから、捕獲許可期間を「1 年以内」とする。

また、ハクビシンやタヌキ等については、農作物や生活環境被害が多い時期を中心に長期的な捕獲対策が実施できるよう「6 カ月以内」とする。

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| (a) <u>イノシシ、ニホンジカ</u> | 90 日以内から <u>1 年以内に変更</u> |
| (b) <u>ニホンザル（※）</u> | 30 日以内 と <u>1 年以内を併記</u> |
| (c) <u>タヌキ、ハクビシン、アライグマ</u> | 90 日以内から <u>6 カ月以内に変更</u> |

※ ニホンザルについては、法に基づく「指定管理鳥獣」または「狩猟鳥獣」に定められていないことから、第四 5（1）規定の「市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画」に準拠した計画を定め捕獲を実施する場合は、有害鳥獣捕獲期間を 1 年以内とすることができる。

(3) 許可基準に定めていない鳥獣の規定の整備

許可基準に定めていない鳥獣による農作物被害等に迅速に対応するため、「その他の鳥獣」の許可基準を新たに規定し、捕獲許可期間を30日以内とする。

※ 無秩序な捕獲を避けるため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第2条第4項に規定する希少鳥獣以外の鳥獣で、かつ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第1項に規定する市町村が策定する「鳥獣被害防止計画」に記載されている鳥獣に限る。

3. スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 特定鳥獣保護管理検討委員会 | 1 1月下旬頃 |
| (2) 環境審議会自然環境部会 | 1 2月中旬頃 |
| (3) 市町村に意見照会 | 1 2月下旬頃 |
| (4) パブリックコメント | 1月下旬頃 |
| (5) 変更計画策定及び環境大臣報告 | 3月頃（施行：令和2年4月1日） |